

令和7年度PHRを活用した保健指導業務委託

公募型プロポーザル評価基準

評価項目	評価事項	配点	基本点数	調整係数						
		A×B	A	B						
1 人員体制や 実績等の 事業者適 格性 【25点】	(1) 実施体制 ・ 必要な知識・実績を有する者が本業務に充てられているか(配置人員の経歴)。 ・ 本業務に適したチーム編成・人員配置がなされているか。	10点	5点	2.0						
	(2) 業務実績 ・ 本業務に活かせるような十分な実績があるか。 ・ 過去の業務における参加率は高いか。参加者の確保が見込めそうか。(＋1～2点) <table><tr><td>設計金額の7割(13,300千円)以上の金額の同分野の業務の受注実績が2件以上</td><td>3点</td></tr><tr><td>設計金額の7割(13,300千円)以上の金額の同分野の業務の受注実績が1件 または 設計金額の7割(13,300千円)未満の金額の同分野の業務の受注実績が2件以上</td><td>2点</td></tr><tr><td>設計金額の7割(13,300千円)未満の金額の同分野の業務の受注実績が1件</td><td>1点</td></tr></table>	設計金額の7割(13,300千円)以上の金額の同分野の業務の受注実績が2件以上	3点	設計金額の7割(13,300千円)以上の金額の同分野の業務の受注実績が1件 または 設計金額の7割(13,300千円)未満の金額の同分野の業務の受注実績が2件以上	2点	設計金額の7割(13,300千円)未満の金額の同分野の業務の受注実績が1件	1点	10点	5点	2.0
	設計金額の7割(13,300千円)以上の金額の同分野の業務の受注実績が2件以上	3点								
設計金額の7割(13,300千円)以上の金額の同分野の業務の受注実績が1件 または 設計金額の7割(13,300千円)未満の金額の同分野の業務の受注実績が2件以上	2点									
設計金額の7割(13,300千円)未満の金額の同分野の業務の受注実績が1件	1点									
(3) 情報管理体制(個人情報等) ・ 情報管理上の効果的な対策(運用上の仕組みやルール作り)の明記があるか。 ・ 情報管理に関する従業者への効果的な研修対策(計画)の明記があるか。	5点	5点	1.0							
2 業務目標 達成のため の基本事 項 【5点】	業務のスケジュール 期限までの段階的な成果の共有や最終的な成果物提出に向けての工程を想定・構築できているか。	5点	5点	1.0						
3 本業務に係 る提案内容 の納得性 【60点】	(1) 参加者を確保するための提案 ・ 対象者に参加を促す効果的な工夫がされているか。 ・ 対象者抽出基準や受診勧奨等の工夫により、参加者の確保が見込めるものとなっているか。 ・ これまでの実績を踏まえて、参加率を向上させるための工夫・改善が提案されているか。	25点	5点	5.0						
	(2) 効果的な保健指導の提案 ・ 通院中の対象者については、かかりつけ医からの同意取得が必要となるが、その方法が現実的に可能なものか。 ・ 対象者の参加促進、指導中断者の発現回避に繋がるよう、指導内容等の魅力化や継続しやすいプログラムの構築を図っているか。 ・ 指導内容・プログラムは、参加者の意識変容や行動変容に繋がるものとなっているか。 ・ PHRを使用するメリットを理解し、その特性を活用した指導になっているか。	10点	5点	2.0						
	(3) 効果検証・評価・成果物の提案 ・ 本事業の目的(実証事業であること)を理解した上で、必要な効果検証内容を提案できているか。 ・ PHRを活用した保健事業の実施ノウハウや効果検証結果を市町村へ伝えるための工夫ができているか。 ・ 次年度以降、本事業参加者への事後フォローを市町村が実施するために必要な情報を成果物として提供できるか。	20点	5点	4.0						
	(4) その他の提案 ・ その他、本業務の目的を達成するための効果的な提案がされているか。	5点	5点	1.0						

4 経費の妥当性 【10点】	価格提案書 ・ 評価点数は、次の式により求める。 $\text{評価点数} = 10 \text{点} \times (\text{最も安価な見積額} / \text{当該提案者が提示する見積額})$ ただし、小数点以下は切り捨てる。	10点		
合計		100点		

- ◆採点方法
- 採点(基本点数)は5点満点とし、提案内容の評価結果により、次の5段階で行う。
 (優れている:5点、やや優れている:4点、普通:3点、やや劣る:2点、劣る:1点)
 なお、評価は絶対評価とする。
 - 採点方法は、上記項目ごとに合計100点満点で評価を実施する。
- ◆候補者の選定方法
- 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者で、かつ審査委員会の合議により認められた者を、契約の相手方の候補者として選定する。
 - 最高点の者が複数の場合は、以下のとおり選定する。
 - ア 評価項目3(1)「参加者を確保するための提案」の点数が高い者
 - イ アが同点の場合は、評価項目3(3)「効果検証・評価・成果物の提案」の点数が高い者
 - ウ イが同点の場合は、評価項目1(2)「業務実績」の点数が高い者
 - エ アからウがいずれも同点の場合は、第一位候補者の選定を審査委員長に一任する。
 - 上記2点にかかわらず、次に掲げる項目を満たす場合は候補者として選定しない。なお、提案者が1者の場合もこれを適用する。
 - ア 総合点が6割未満の場合
 - イ いずれかの評価項目で審査員の平均点が5割未満の場合